

美容医療の強引な勧誘に注意！



今契約すればモニター価格で
お安くなります！
(契約するまで帰さないぞ！)

帰ります！！



【事例】

・SNSの広告を見て「モニター価格なら数万円」という美容クリニックを予約した。訪問して診断を受けた後に「今の肌状態だと、この施術では効果が出ない」と、当初の予定とは桁違いの数十万円のプランを提示された。「今は契約せず、家族と相談したい」と伝え、クリニック側は態度を一変させ「今日この場で決めないと、モニター割引は適用できない」「ローンを組めば月々の負担は少ない」と言われ、個室に閉じ込められたまま長時間にわたって説得された。断る理由を一つずつ論破され、帰りたくても帰れない状況に追い込まれた。恐怖と疲弊から、仕方なく高額な医療ローンを契約させられてしまった。クーリング・オフしたい。

～アドバイス～

- ・美容医療の契約は、施術内容や期間によってクーリング・オフの対象外となるケースがあります。契約後は基本的に契約内容に従うことになるので、契約前に必ず解約条件等を確認しましょう。
- ・「安い広告」をうのみにしてはいけません。広告はあくまで最安値のケースです。実際には高額なオプションを勧められるのが一般的です。
- ・帰してくれない時は「強い意志」を持ちましょう。「帰りたい」「家族に相談しないと決められない」と繰り返し伝えましょう。引き止めが強引な場合は、迷わずその場を離れてください。
- ・「今すぐ」の契約は絶対に避けましょう。「今日決めないと損をする」という言葉は、冷静な判断を奪うための口実です。必ず一度持ち帰り、自分に本当に必要なものか検討しましょう。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合には、消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019